



報道関係者 各位

令和6年3月13日

【照会先】

徳島労働局職業安定部訓練課

課長 中野 浩志

地方人材育成対策担当官 勝瀬 泰彦

(電話) 088-652-9145

令和6年度徳島県地域職業訓練実施計画について

～令和5年度第2回 徳島県地域職業能力開発促進協議会の開催結果～

徳島労働局（局長 竹中 郁子）は、令和6年2月28日に令和5年度第2回徳島県地域職業能力開発促進協議会（※）を徳島県と共同開催し、県内の公的職業訓練について、デジタル分野や人材不足が深刻な介護・医療・福祉分野における人材育成に重点を置き実施することとし、「令和6年度徳島県地域職業訓練実施計画」を策定しました。

〈 令和6年度 徳島県地域職業訓練実施計画のポイント 〉

【対象者数】

離職者訓練	945人	（うちデジタル分野 245人）	（介護・医療・福祉分野 179人）
求職者支援訓練	546人	（うちデジタル分野 140人）	（介護・医療・福祉分野 93人）
在職者訓練	1,108人		
学卒者訓練	240人		
障害者訓練	60人		

【主な内容】

- ・ 職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。
- ・ 人材不足が深刻な介護・医療・福祉分野は、応募・受講しやすい日程を検討し、訓練コースの内容及び効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、令和6年度においては、介護・医療・福祉分野の訓練コースについて、協議会配下の「公的職業訓練効果検証ワーキンググループ」が、訓練効果の把握・検証を行い、カリキュラム等の改善を図ることとしています。

（※）令和5年度第2回徳島県地域職業能力開発促進協議会の資料については、徳島労働局HP（https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/newpage_00625.html）に掲載しています。

（議事概要は、近日中に掲載予定。）

徳島労働局及び徳島県は、県内の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、徳島県の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う協議会を組織します。

【構成員】

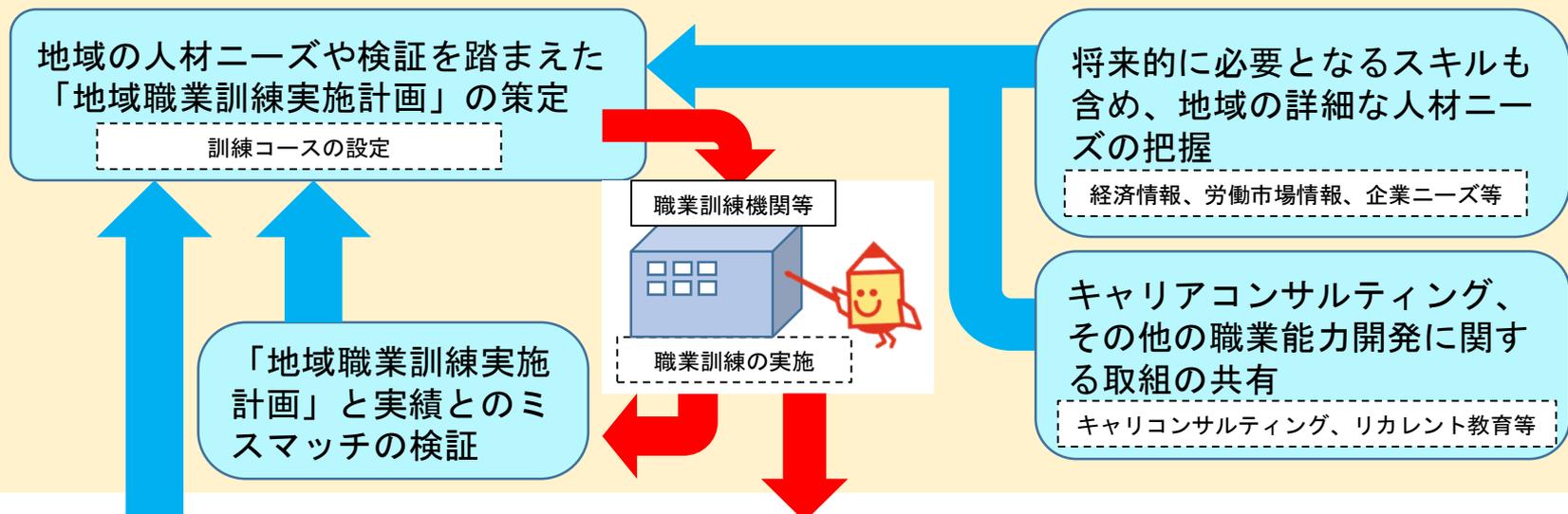
- ①徳島労働局
- ②徳島県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

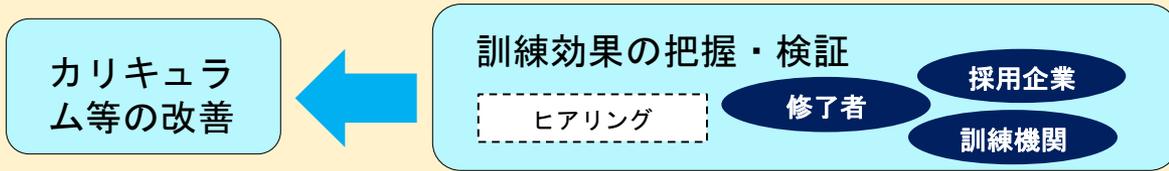
①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施



②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進



地域職業能力開発促進協議会に設置する 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方（令和5年度実施分）

- | | |
|----------------|---|
| 目的 | 適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。 |
| 構成員 | 地域職業能力開発促進協議会（地域協議会）の構成員のうち、
都道府県労働局、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（※他の構成員の追加可） |
| 検証手法 | 検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。 |
| 具体的な進め方 | <ol style="list-style-type: none"> ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。 ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関） ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。 ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。 |

	令和4年度	令和5年度上半期	令和5年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会 開催	9月 協議会 開催	2月 協議会 開催 地域協議会から 検討結果を報告
地域職業能力開発促進協議会	2～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練 分野を選定	②	10月頃 協議会開催 ③ WGから報告→次年度の計画の策定に反映 ④
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上 ×3者（修了者、採用企業、実施機関）	

徳島県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 名称

協議会の名称は、「徳島県地域職業能力開発促進協議会」とする。

2 目的

徳島労働局及び徳島県（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、徳島県の区域において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う徳島県地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- ① 職業能力開発促進法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- ② 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

3 構成員

徳島県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 徳島労働局
- ② 徳島県
- ③ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ④ 労働者団体
- ⑤ 事業主団体
- ⑥ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- ⑥ その他必要な事項に関する事。

8 事務局

事務局については、徳島労働局職業安定部及び徳島県商工労働観光部に置く。

なお、委員の委嘱及び謝金等の支払い並びに会議開催経費等の支払いについては徳島労働局職業安定部が所管する。

9 その他

- ① 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

この要綱は、令和6年2月28日から施行する。

令和5年度徳島県地域職業能力開発促進協議会構成員名簿

団 体 名	役 職	氏 名
徳島文理大学	総合政策学部 教 授	松村 豊大
徳島県経営者協会	専務理事	脇田 亮
徳島県中小企業団体中央会	専務理事	木具 恵
徳島県商工会議所連合会	専務理事	小笠 恭彦
徳島県商工会連合会	専務理事	市原 俊明
日本労働組合総連合会徳島県連合会	事務局長	川口 誠二
株式会社スタッフクリエイト	執行役員 本社統括部長	領田 孝彦
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島支部	支 部 長	中村 一也
一般社団法人徳島県専修学校各種学校連合会	理 事	豊實 祐之
徳島県職業能力開発協会	専務理事	新居 清一
全国産業人能力開発団体連合会推薦 株式会社ニチイ学館徳島支店	支 店 長	松尾 夫充子
徳島大学	人と地域 共創センター長	田中 俊夫
徳島県商工労働観光部産業人材育成センター	所 長	村上 正浩
徳島労働局	局 長	竹中 郁子

徳島県地域職業訓練実施計画対象公的職業訓練一覧

訓練種別	根拠法令	実施主体・施設	訓練の態様	対象者	実施方法		
公共職業訓練	職業能力開発促進法	徳島県	施設内訓練	学卒者訓練	15歳以上(一部18歳以上)の若者	県内3か所(中央、西部、南部)の各テクノスクールで実施。 受講希望者は各テクノスクールに申し込み、選考により可否を決定する。	
				離転職者訓練	15歳以上の離職者 (主として雇用保険受給者)	県内3か所の各テクノスクールで実施、ただし現在実施しているのは西部テクノスクールのみ。 受講希望者は各ハローワーク経由で申し込み、ハローワークの受講あっせんを受ける。	
				在職者訓練	在職者	県内3か所(中央、西部、南部)のテクノスクールで実施。	
			委託訓練	15歳以上の離職者 (主として雇用保険受給者)	県内3か所のテクノスクールより委託を受けた、民間業者で実施。 受講希望者は各ハローワーク経由で申し込み、ハローワークの受講あっせんを受ける。		
			障がい者等に対する訓練	障害者の雇用の促進等に関する法律(第2条第1号)に規定する障がい者であって、公共職業安定所に求職申込を行っている者	県内3か所のテクノスクールより委託を受けた、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等で実施。 受講希望者は各ハローワーク経由で申し込み、ハローワークの受講あっせんを受ける。		
		高年齢・障害・求職者 雇用支援機構 徳島支部	施設内訓練	離転職者訓練	15歳以上の離職者 (主として雇用保険受給者)	ポリテクセンター徳島で実施。 受講希望者は各ハローワーク経由で申し込み、ハローワークの受講あっせんを受ける。	
				在職者訓練	在職者	ポリテクセンター徳島で実施。	
		求職者支援訓練	法律(職業者訓練の求職者就職の実施等に関する特定制度)による求職者支援法	徳島労働局	基礎コース	15歳以上の離職者 (主として雇用保険の受給が出来ない者) 社会人としての基本的スキルを学ぶことを目的とする。	審査及び認定は、高障機構で行い、民間教育機関で実施。 受講希望者は各ハローワーク経由で申し込み、ハローワークの受講あっせんを受ける。
					実践コース	15歳以上の離職者 (主として雇用保険の受給が出来ない者) 社会人としての基本的スキルに加え、より専門的、実践的なスキルを学ぶことを目的とする。	

黄色 : ハローワーク経由で申し込みを行う公共職業訓練

オレンジ : 訓練施設に申し込みを行う公共職業訓練

ピンク : ハローワーク経由で申し込みを行う求職者支援訓練

水色 : 訓練施設に申し込みを行う在職者訓練